

指定障がい者支援施設
指定障がい児入所施設
指定障がい福祉サービス事業所
指定障がい児通所支援事業所

} 代表者 様

大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課長

事業所等における防火安全体制の徹底について（通知）

事業所等における防火安全体制については、これまで、集団指導や実地指導等を通じて運営事業者等に対し、適切な対策をお願いしてきたところですが、昨日、北海道札幌市内の自立支援関連施設において火災が発生し、多数の人的被害が発生しました。

つきましては、改めて関係条例等に基づき、下記の事項を点検・実施するなど、事業所等における防火安全体制の徹底をお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

事業所等における非常災害対策について、関係条例に定める事項の実施状況の点検を行うこと。
また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的な計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡のための整備状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難・救助等の訓練の実施状況

2. 地域住民等との連携

関係条例に基づく関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的な計画等をより効果的なものとするためには、日頃から近隣住民等との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等の協力が得られるような体制作りを努めること。

また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 近隣住民等との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

関係条例に基づく消火設備の設置状況について、点検を行うこと。

また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

大阪府福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ 担当 畑、奥浪 TEL 06-6944-6026

《関係条例》

- ・「大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 108 号）」
 - 第 48 条（施設入所支援）
- ・「大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 105 号）」
 - 第 58 条（医療型障害児入所施設）において準用する第 38 条（福祉型障害児入所施設）
- ・「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号）」
 - 第 95 条（生活介護）、第 110 条（短期入所）、第 149 条（自立訓練（機能訓練））、第 159 条（自立訓練（生活訓練））、第 172 条（就労移行支援）、第 185 条（就労継続支援 A 型）、第 190 条（就労継続支援 B 型）、第 201 条（共同生活援助）、第 201 条の 12（外部サービス利用型共同生活援助）において準用する第 72 条（療養介護）
- ・「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 104 号）」
 - 第 65 条（医療型児童発達支援）、第 72 条（放課後等デイサービス）において準用する第 41 条（児童発達支援）